

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計 画 主 体	青森県中泊町

令和2年2月20日作成

中泊町鳥獣被害防止計画



〈連絡先〉

担当部署名	中泊町農政課
所在地	青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209
電話番号	0173-57-2111
FAX番号	0173-57-3849
メールアドレス	nosei@town.nakadomari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、カルガモ、カラス、ツキノワグマ、 アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、サギ類
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	青森県 中泊町

2. 鳥獣による農林水産業に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の状況			
	品 目	被害数値		
		被害面積 (a)		被害金額 (千円)
ニホンザル	葉タバコ	8	a	367 千円
	イチゴ		a	8 千円
	トマト		a	1 千円
カルガモ	水稻	1	a	2 千円
カラス	水稻	4	a	7 千円
ツキノワグマ	—	—	a	— 千円
アライグマ	—	—	a	— 千円
ニホンジカ	—	—	a	— 千円
イノシシ	—	—	a	— 千円
アナグマ	—	—	a	— 千円
サギ類	水稻	—	a	— 千円
合 計		13	a	385 千円

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

ニホンザルは、平成22年度頃から繁殖や群の分裂により出没回数が増加傾向となり、主に大沢内地区、尾別地区、宮野沢地区、小泊地域全域の山間部で、6月上旬から7月下旬に葉タバコの茎の食害や、自家消費野菜において食害が発生している。

【カルガモ】

カルガモは、主に田茂木地区の平野部で、5月下旬から6月上旬に、田植後の水稻苗の抜き取りや食害のほか、9月上旬から中旬に、収穫前の水稻で食害が発生している。

【カラス】

カラスは、中泊町各地区の平野部で、5月下旬から6月上旬に、田植後の水稻苗の抜き取りや食害のほか、9月上旬から中旬に、収穫前の水稻で食害が発生している。

【ツキノワグマ】

農作物被害は確認できていないが、平成30年度以前から町内で目撃情報があることから、

今後、農作物への被害が懸念される。

【アライグマ】

農作物被害は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報等が増加しているため、今後、農作物への被害が懸念される。

【ニホンジカ】

農作物被害は確認できていないが、町内や近隣市町村で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

【イノシシ】

農作物被害は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

【アナグマ】

農作物被害は確認できていないが、近年、下前地域の人家周辺において家屋侵入、家庭ごみ荒らし等の被害が発生している。

【サギ類】

5～8月にかけて、サギ類によって、水稻が踏みつけ倒される被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣・指標		現状値 (H30年度)	目標値 (R4年度)
ニホンザル	被害金額	376 千円	263 千円
	被害面積	8 a	5 a
カルガモ	被害金額	2 千円	0 千円
	被害面積	1 a	0 a
カラス	被害金額	7 千円	4 千円
	被害面積	4 a	2 a
ツキノワグマ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a
アライグマ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a
ニホンジカ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a
イノシシ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a
アナグマ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a
サギ類	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— a	— a

計	被害金額	385 千円	267 千円
	被害面積	13 a	7 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による有害鳥獣捕獲と実施隊によるパトロールや捕獲活動 ・ 動物駆逐用煙火や忌避資材を活用した追払い活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許所持者の高齢化に伴い、狩猟者が減少していることから、担い手の確保が必要である。 ・ 箱わなの維持管理。 ・ 被害を受けている生産者が、動物駆逐用煙火を使用してきたが、次第に慣れてくるため、効果が一時的である。動物駆逐用煙火より効果が持続するものが必要。
防護柵の設置等に関する取組		

(5) 今後の取組方針

これまで、町の有害鳥獣駆除事業（猟友会への委託）と鳥獣被害対策実施隊による追払いや捕獲活動を実施してきた。

今後も、これまでどおり猟友会と鳥獣被害対策実施隊が地域住民と協力しながら、被害の多い地区を中心に、計画的な巡回パトロール、追払い、箱わなと銃器を活用した捕獲を実施する体制整備を行う。

国や県等が行う対策会議、研修会等に参加し、他の協議会や市町村の取組みに関する情報収集を行うとともに効果的な捕獲等に資するICT等新技术について、実証・活用していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

中泊町鳥獣被害対策実施隊員により迅速な対応をする。また、町は、鳥獣被害対策実施隊員のうち、狩猟免許所持者を、対象鳥獣捕獲員として任命する。対象鳥獣捕獲員は対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事するものとする。

- ・ ツキノワグマ及びニホンザルの捕獲は、箱わな及びライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

- ・ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度 ～ 令和4年度	ニホンザル カルガモ カラス ツキノワグマ アライグマ ニホンジカ イノシシ アナグマ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員による計画的な巡回、捕獲及び追払い活動等の実施 ・ツキノワグマにおいては、農作物だけでなく、人的被害も予想されることから、見回りも強化する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき捕獲を実施するものとする</p> <p>【ニホンザル】 近年20頭前後の捕獲実績となっており、平成30年度の捕獲は25頭であった。被害は減少傾向であるが、目撃件数が増加傾向にあるため、これまでに引き続き捕獲計画数を30頭とする。</p> <p>【カルガモ】 近年20羽前後の捕獲実績となっており、平成30年度の捕獲は16羽であった。被害が減少傾向であることから、捕獲計画数を減らし40羽とする。</p> <p>【カラス】 近年60羽前後の捕獲実績となっており、平成30年度の捕獲は61羽であった。被害が減少傾向であることから捕獲計画数を減らし、平成30年度実績並みの60羽とする。</p> <p>【ツキノワグマ】 これまで捕獲実績はないが、町内での目撃情報が年々増加していることから、必要最小数とする。</p> <p>【アライグマ】 これまで目撃情報、被害及び捕獲実績はないが、近隣市町村において農作物被害が多くなっていることから、被害が発生する前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。</p> <p>【ニホンジカ】 これまで被害及び捕獲実績はないが、近隣市町村で目撃情報があり、繁殖力が強く、被害が発生する前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。</p> <p>【イノシシ】</p>

これまで目撃情報、被害及び捕獲実績はないが、近隣市町村で目撃情報があり、繁殖力が強く、被害が発生する前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。

【アナグマ】

これまで農作物被害、捕獲実績はないが、近年、町内の一部地域で目撃情報が多く寄せられており、家屋侵入等の被害が発生しているため、更なる被害発生が懸念されることから、捕獲計画等数を年間10頭とする。

【サギ類】

これまで捕獲実績はないが、近年、サギ類による水稻踏みつけ被害が田植後の5～8月に報告されている。被害発生を防ぐため、捕獲計画等数を20羽に設定する。

【近年の対象鳥獣捕獲実績】

対象鳥獣	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ニホンザル	10頭	36頭	25頭
カルガモ	62羽	14羽	16羽
カラス	102羽	53羽	61羽
ツキノワグマ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
サギ類	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
カルガモ	40羽	40羽	40羽
カラス	60羽	60羽	60羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	10頭	10頭	10頭
サギ類	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容

「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、農作業が始まる3月から収穫時期の11月にかけて対象鳥獣が出没、目撃する可能性があり、農作物の被害がある地域に対して一定期間の捕獲対策の実現に向けて取り組むものとする。

また、被害が無い地域や目撃情報がない鳥獣においても、被害がでないよう見回りを強化する。

【ニホンザル】

- ・4月から10月に、山間部において、加害群又は加害個体について、箱わな及びライフル銃以外の銃で捕獲を行うが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、ライフル銃を使用して捕獲を行う。

【カルガモ】

- ・田植え後の5～6月と稲刈り前の9月に、平野部において銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【カラス】

- ・田植え後の5～6月と稲刈り前の9月に、平野部において銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【ツキノワグマ】

- ・見回りによる発見や目撃情報があった場合は、箱わな及びライフル銃以外の銃で捕獲を行うが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、ライフル銃を使用して捕獲を行う。

【アライグマ】

- ・見回りによる発見や目撃情報があった場合は、箱わなによる捕獲を行う。

【ニホンジカ】

- ・見回りによる発見や目撃情報があった場合は、わな及び銃器（ライフル銃含む）による捕獲を行う。

【イノシシ】

- ・見回りによる発見や目撃情報があった場合は、わな及び銃器（ライフル銃含む）による捕獲を行う。

【アナグマ】

- ・人家周辺において、見回りによる発見や目撃情報があった場合は、箱わなによる捕獲を行う。

【サギ類】

- ・田植え後、サギ類の見られる5～8月にかけて平野部において銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・ツキノワグマ及びニホンザルの捕獲は、箱わな及びライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの

方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし (権限委譲済み)	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	ニホンザル カルガモ カラス ツキノワグマ アライグマ ニホンジカ イノシシ アナグマ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と連携した追払い活動の実施 ・ 広報紙等による地域住民への啓発活動の実施 ・ 被害農家に対しての被害防除の情報提供 ・ 生息環境管理の取組の推進

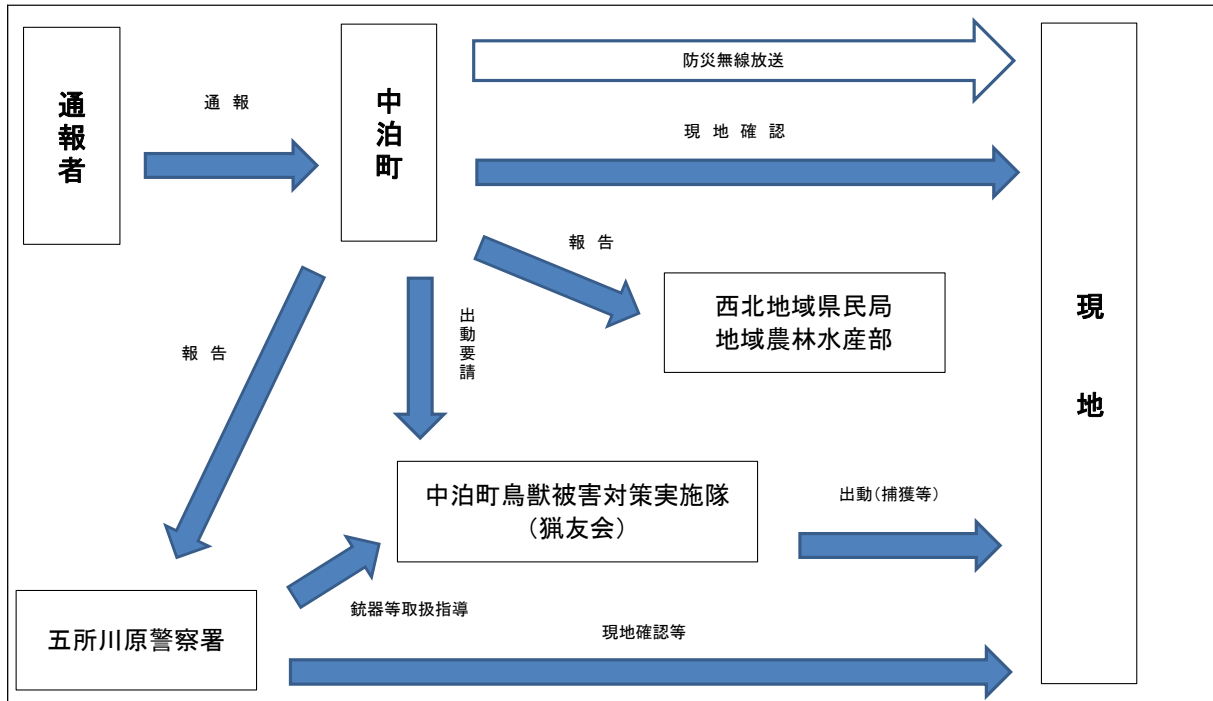
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関との役割

関係機関等の名称	役割
五所川原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じた緊急パトロールの実施 ・ 銃器等取扱指導、助言 ・ 現場確認等
西北地域県民局地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲に係る指導、助言
中泊町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会中里支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等業務の実施

中 泊 町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線放送の実施 ・ 関係機関と連携した対応を図る ・ 猟友会へ捕獲実施の連絡、状況により関係機関へ連絡、住民への周知
-------	--

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣に関する事項

「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処分する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制は、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、中泊町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である中泊町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であることから、6. 捕獲等をした対象鳥獣に関する事項に記載のとおり「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処分する。

また、その他の有効な活用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中泊町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
つがるにしきた農業協同組合 津軽北部支店	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣による農作物の被害報告 ・関連情報の提供
中泊町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣関連情報の提供
青森県猟友会中里支部 (鳥獣被害防止対策実施隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲の実施等
鳥獣保護管理員 (中里地区、小泊地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の生態や生息情報等の助言、捕獲等の立合い
青森県農業共済組合津軽支所	<ul style="list-style-type: none"> ・共済加入の推進
西北地域県民局地域農林水産部 (オブザーバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会への指導・助言等 ・対象鳥獣関連情報の提供 ・被害防止技術の指導・助言
中泊町農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の業務を統括し、会務を処理 ・対象鳥獣関連情報の提供及び連絡調整 ・協議会構成機関との連絡調整 ・鳥獣被害対策実施隊の活動支援

※別紙1 中泊町鳥獣被害防止対策協議会の実施体制図参照

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
北津軽森林組合	林業地での鳥獣被害について情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【構成等】

- ・青森県猟友会中里支部会員及び中泊町農政課職員の中から対象鳥獣の捕獲等に取り組む意欲のある者を中泊町鳥獣被害対策実施隊員として任命又は、指名する。
- ・実施隊の体制は、「別紙2 中泊町鳥獣被害対策実施隊 体制図」のとおり

【活動内容】

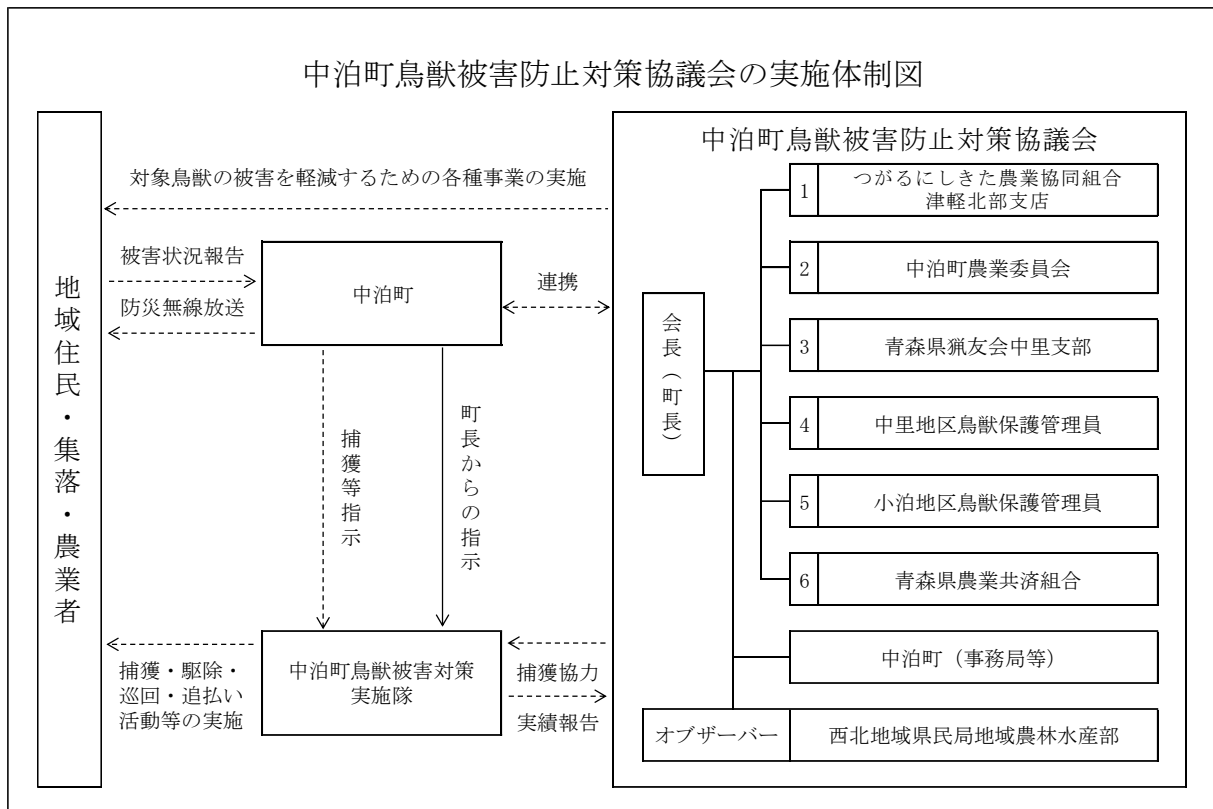
- ・被害地域の巡回パトロール
- ・対象鳥獣の捕獲等の実施
- ・被害地域の住民と連携する追払い活動の実施

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係団体と情報共有するなど連携を図っていく。



別紙 2

中泊町鳥獣被害対策実施隊 体制図

中泊町長



- ・青森県猟友会中里支部、中泊町農政課職員から任命又は指名する。
- ・狩猟免許を所持している隊員は対象鳥獣捕獲員とする。
- ・対象鳥獣の捕獲を指示する。

中泊町鳥獣被害対策実施隊

隊長 1名

隊員 20名以内とする（隊長・事務局含む）

事務局 中泊町農政課

実施隊の主な役割

- ・被害地域の巡回パトロールの実施と情報収集
- ・対象鳥獣の捕獲等の実施
- ・被害地域の住民と連携する追払い活動の実施